

## 「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」に基づく届出手続きについて

中国では、2017年に「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」（以下、「NGO管理法」という。）が施行され、海外非政府組織（以下、「海外NGO」という。）が中国国内で活動を行う場合、現地の公安当局への届出が義務付けられています。

NGO管理法によると、中国国内に代表機構を持たない海外NGOが中国国内で活動を行う際は、「海外非政府組織の臨時活動に関する届出」として、当該NGOの中国側協力機関（以下、「カウンターパート」という。）が、臨時活動実施の15日前までにその所在地の省級人民政府公安機関（以下、「省級公安部門」という。）に届け出なければなりません（中国国内に代表機構を持つ海外NGOは別の手続きとなります。詳細は下記【参考】をご参照ください。）。

つきましては、中国で植林を予定している申請団体は、NGO管理法による手続きについて、カウンターパートを通じて調査の上、申請事業について、助成申請前に以下①、②の実施許可を得てください（いずれも、NGO管理法届出に必要な許可です）。

①植林予定地の県級林業・草原局による事業実施許可

（※継続事業において、県級より上の林業・草原局による許可を得る場合は、別途、県級林業・草原局への報告を行うこと）

②カウンターパートの業務主管部門による事業実施許可

審査を経て、申請事業が採択された場合には、必要な手続きを行い、カウンターパートを通じて省級公安部門にNGO管理法届出を行ってください。届出後、省級公安部門より、受理書（中文名：境外非政府组织临时活动备案回执单）が発行されます。申請事業は、この受理書受領後に開始するようにしてください。

NGO管理法及び同法に基づく手続きについて、必要な書類や受理までに要する期間等、植林地を管轄する省級公安部門によっても異なるようです。カウンターパートと連携して、必要な時期に許可が取得できるよう、事前の準備を進めてください。

### 【参考】

#### ＜海外非政府組織代表機構をもつ申請団体が中国事業を申請する場合のNGO管理法手続き及び事業実施許可について＞

申請団体の中国国内事務所が、NGO管理法による代表機構の登記をしている場合（以下、登記した機構を「海外非政府組織代表機構」という。）は、「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」及び「海外非政府組織代表機構の登記及び臨時活動の届出手続きガイドライン」に基づき、業務主管機関の同意を経て、年度活動計画の届出の中で、申請事業について登記管理機関（海外非政府組織代表機構所在地の省級人民政府公安機関）に届出を行うものと理解しています。そのため、助成申請前に取得すべき実施許可は、以下の①と②となります。助成申請書の「事業実施許可の取得状況」欄には、以下①、②の取得状況を記載してください。

①植林予定地の県級林業・草原局による事業実施許可

②海外非政府組織代表機構の業務主管機関による事業実施許可